

国民健康保険税の特別徴収（年金からの引き落とし）について

国民健康保険税の特別徴収

次のすべての要件に該当する場合、原則として国民健康保険の世帯主が受給している年金から引き落としを行います。

1. 国民健康保険に加入している世帯員全員が65歳～74歳。
ただし、当該年度中に75歳を迎える方が加入者に居る場合は、対象外。
2. 世帯主の年金が年額18万円以上の年金を受給している。
(障害年金や遺族年金も対象)
3. 世帯主の介護保険料が年金から特別徴収（引き落とし）されている。
4. 国民健康保険税と介護保険料の合算額が、特別徴収対象の年金額の2分の1以下。
(年金支給及び特別徴収の1回あたりの額で判断)

(注意)

- ・年度途中で、世帯員の異動や所得の更正等で国民健康保険税が増額となった場合、特別徴収は当初決定額で継続し、増額分は普通徴収（納付書、口座振替、納税組合徴収等）で納付いただきます。

(例：9月中の異動により、年税額が増額する場合)

特別 徴収	4月	6月	8月	10月	12月	2月	/	/
	有	有	有	有	有	有		
普通 徴収	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
					有	有	有	有

特別徴収額：当初決定額

普通徴収額：年税額から当初決定額を引いた残りを、納期未到来の納期の回数で分割

- ・年度途中で、世帯員の異動や所得の更正等で国民健康保険税が減額となった場合、特別徴収は中止となります。すでに特別徴収している額より年税額が上回る場合、残額は納付書等（普通徴収）で納付いただきます。なお、世帯主死亡の場合を除き、次回の特別徴収は行い、その次からの中止となります。また、直近の年金月は特別徴収と普通徴収の両方での納付となりますが、二重納付ではありません。

(例：9月中の異動により、年税額が減額し、納める税額が残っている場合)

特別 徴収	4月	6月	8月	10月	12月	2月	/	/
	有	有	有	有				
普通 徴収	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
					有	有	有	有

特別徴収額：当初決定時の額のうち、異動月の次回分まで

普通徴収額：年税額から上記特別徴収額を引いた残りを、納期未到来の納期の回数で分割

- ・当初の税額決定時（5月末時点）に要件に該当となった場合、6～9月（4回）が普通徴収、10～2月（3回）が特別徴収での納付となります。（10月開始世帯）

特別徴収	4月	6月	8月	10月	12月	2月		
				有	有	有		
普通徴収	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
	有	有	有	有				

特別徴収額：1回あたりが年税額の7分の1相当額

普通徴収額：1回あたりが年税額の7分の1相当額

- ・特別徴収を継続していた世帯が、6月の税額決定時に要件に該当しないことが判明した場合、4～8月（3回）を特別徴収し、6～1月（8回）を普通徴収で納付いただきます。なお、6月と8月には特別徴収と普通徴収の両方で納めることとなりますが、二重の納付ではありません。また、決定した年税額によっては、納め過ぎとなった税額の還付や徴収回数の減となることがあります。

特別徴収	4月	6月	8月	10月	12月	2月		
	有	有	有					
普通徴収	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
	有	有	有	有	有	有	有	有

特別徴収額：前年度2月分の特別徴収額と同額を3期分

普通徴収額：年税額から上記特別徴収額を引いた残りを8期で分割

特別徴収の開始

- ・1月末時点で特別徴収の要件に該当した世帯は、翌年度4月から特別徴収を開始します。
- ・当初税額決定時（5月末時点の資格）で、特別徴収の要件に該当した世帯は、当該年度10月から特別徴収を開始します。

仮徴収と本徴収

①前年度の2月に特別徴収の対象であり、引き続き特別徴収となる世帯（前年度継続世帯）、
②前年度1月末時点において当該年度4月からの特別徴収の要件を満たす世帯（4月開始世帯）は、年税額確定前の仮の税額で当該年度4・6・8月の年金から引き落としを行います。これを仮徴収といいます。

確定額から仮徴収額を引いた残額を10・12・2月の年金から3回に渡って引き落としを行うことを本徴収といいます。

【仮徴収額（1月当たり）】

1. 前年度継続世帯：前年度2月分の特別徴収額
2. 4月開始世帯：前年度年税額の6分の1相当額

【本徴収額（1月当たり）】

1. 前年度継続世帯・4月開始世帯：（年税額－仮徴収額）の3分の1相当額
2. 10月開始世帯：年税額の7分の1相当額

普通徴収（口座振替）の選択

直近過去2年間に国民健康保険税を遅滞なく納付し、口座振替によって納付することが要件となりますが、希望される場合、特別徴収から普通徴収へ変更することが可能です。

ただし、口座振替に変更後、2期以上滞納された場合、特別徴収に切り替えます。

口座振替への変更を希望される場合は、年金受給月の2ヶ月前の月初までに役場税務課に申し出てください。